

令和5年度 セーフティー&エコドライブ教育訓練促進助成金交付要綱

令和5年3月1日制定

(一社)兵庫県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が行うトラックドライバーに対するセーフティー&エコドライブ教育訓練（以下「研修」という。）の受講を促進するための助成金（以下「助成金」という。）交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、兵ト協の会員事業者であって、自社の県内営業所に勤務するドライバー又は安全運転管理者（以下「ドライバー等」という。）を第3条に定める安全教育施設（以下「研修施設」という。）に派遣し、兵ト協設定の研修を受講する会員事業者とする。

(助成対象研修施設、研修)

第3条 助成対象となる研修施設、研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設 名 称：株式会社クレフィール湖東
施設住所：滋賀県東近江市平柳町 22-3

- (2) 研修助成対象となる研修は、別表に定めるとおりとする。

(助成額)

第4条 助成金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修受講料の全額及び交通費

(2) ただし、交通費については、研修を受けようとするドライバー等の所属する事業所又は自宅から当該研修施設までの間の公共交通機関の往復普通運賃で実費とし、1万円を上限とする。

(定 員)

第5条 別表に定めるとおりとし、申込順に受け付けするものとする。

2 1会員あたりの受講者数の制限は設けないものとするが、出来るだけ多くの会員事業者に広く制度を活用してもらうため、兵ト協で人数調整を行う場合があるものとする。

(受講適否の事前確認、兵ト協への連絡)

第6条 受講希望事業者は、資格、要件及び人数枠等による可否等について、事前に

兵ト協の確認を得なければならない。

2 兵ト協の申請期日は別に定める。ただし、助成限度額（予算）又は研修定員数を超えた場合は、締切日前であっても、受付を終了する。

（施設の予約と申込み）

第7条 前条の確認を得た助成対象事業者は、第6条の確認を得てから10日以内に様式1「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を兵ト協会長に対して提出しなければならない。なお、期日が過ぎても提出がないときは、受講を取消したものとする。

（受講料の納入）

第8条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

（報告書）

第9条 助成対象事業者は、研修受講後7日以内に、様式2「ドライバー安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を兵ト協会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3「研修参加報告書」及び研修受講料にかかる「領収書」の写しを添付しなければならない。

（助成金の支払い請求及び支給）

第10条 兵ト協は、原則として、前条の報告書を研修終了ごとに取りまとめ、助成対象事業者に対して速やかに助成金を支給する。

（助成金の返還）

第11条 兵ト協は、助成対象事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることが出来る。

- (1) この要綱その他兵ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（取下げ）

第12条 助成対象事業者が第7条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始の7日前までに 兵ト協会長に対して、様式4「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

第13条 助成対象事業者若しくはドライバー等が、次の掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は、研修受講料（交通費を含む）の一部又は全額を負担し

なければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由なく、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第9条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。
- (4) 研修又は手続等において、本要領若しくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

(その他)

第14条 本要綱に記載の無い事項については、その都度協議し対処する。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から適用する。